

産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和3年3月5日（金）午前 9時56分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	蔵原 勇 君	副委員長	久保 史睦 君
委員	川窪 幸治 君	委員	宮田 竜二 君
委員	阿多 己清 君	委員	松元 深 君
委員	池田 綱雄 君	委員	厚地 覺 君
委員	池田 守 君		

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

委員	山田 龍二 君	委員	松枝 正浩 君
委員	鈴木 てるみ 君		

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

建設部長	猿渡 千弘 君	建設政策課長	川路 和幸 君
建設施設管理課長	園畑 精一 君	都市計画課長	三島 由起博 君
建築指導課長	谷口 比寿志 君	建設施設管理課主幹	落水田 剛 君
都市計画課主幹	深迫 康幸 君	建築指導課建築指導グループ長	中澤 クミ子 君
建築指導課建築審査グループ長	福盛 忍 君	建設政策課政策Gサブリーダー	豊田 理津子 君
建設施設管理課公園管理Gサブリーダー	桑幡 孝志 君		
上下水道部長	坂之上 浩幸 君	上下水道総務課長	久木元 直仁 君
下水道工務課長	池之上 淳 君	下水道工務課主幹	八反田 竜一 君
下水道工務課下水Gサブリーダー	小島 崇 君		

- 6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 原田 美朗 君

- 7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第2号 霧島市手数料条例の一部改正について

議案第5号 霧島市公共下水道排水区域外からの使用取扱に関する条例の一部改正について

議案第11号 指定管理者の指定について（麓2号公園及び麓4号公園）

- 8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前9時56分」

○委員長（蔵原 勇君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は、去る2月22日の本会議で本委員会に付託になりました議案3件の審査を行いたいと思います。ここで、委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 議案第5号 霧島市公共下水道排水区域外からの使用取扱に関する条例の一部改正について

○委員（蔵原 勇君）

まず、議案第5号、霧島市公共下水道排水区域外からの使用取扱に関する条例の一部改正についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

議案第5号、霧島市公共下水道排水区域外からの使用取扱に関する条例の一部改正について、御説明いたします。本条例は、霧島市公共下水道排水区域外からの使用取扱に関する条例施行規程に規定されている連帯納付義務について、霧島市公共下水道排水区域外からの使用取扱に関する条例に明記するため、所要の改正をしようとするものであります。御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（蔵原 勇君）

ただいま執行部からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（松元 深君）

複数の受益者がいるときということで改正されているのですが、今まで複数の連帯がなかったということですが、そういうことで困ったことがあって、今回、条例を追加されたのか、お尋ねします。

○下水道工務課長（池之上淳君）

連帯納付義務につきましては、現段階では、この区域外からの使用取扱いに関する条例の施行規則のほうに記載されております。実際、12月の議会のときに、受益者負担金につきましては御審議していただきまして、施行規程の中に載せていたものを条例のほうへ。こういった権利、義務に関わることは条例に記載したほうが適当であるということで、12月の議会で、受益者負担金については施行規定から条例のほうに移したというような状況になっております。区域外といいますのは供用開始区域以外のことです。そこから接続されたい方につきましては、こういう条例が設けてありますので、この条例につきましても、もともと規程に載っておりました連帯納付義務について条例に

明記したほうが適当であるということで、条例改正を出させていただいたところでございます。

○委員（阿多己清君）

第4項に規定する部分で、地方税法第10条の規定というのが分かっているだけで教えていただけますか。

○下水道工務課長（池之上淳君）

地方税法の第10条は、連帯納税義務でございます。地方団体の徴収金を連帯して納付し、又は納入する義務については、民法第436条、第437条及び第441条から第445条までの規定を準用するというのが、地方税法第10条でございます。

○副委員長（久保史睦君）

一つ教えてください。当該受益者らは、当該土地に係る分担金を連帯して納付する義務を負うものとする。というふうにありますけれど、この条例が変わることによって、事務的手続きであったり、作業であったり、何か大きく変わってくるというのは何かあるんですか。

○下水道工務課長（池之上淳君）

施行規程のほうに明記されていたものを条例に変えるということなんですけれども、その事務手続きにつきましては、特に大きく変わるというものはございません。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第5号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時02分」

「再開 午前10時04分」

## △ 議案第2号 霧島市手数料条例一部改正について

○委員（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第2号、霧島市手数料条例の一部改正についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（猿渡千弘君）

議案第2号、霧島市手数料条例の一部改正について、概要を御説明申し上げます。建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正により、建築物エネルギー消費性能基準への適合義務等の対象となる範囲が拡大されたことに伴い、当該適合性の判定に係る審査手数料を規定するため、本条例の所要の改正をしようとするものであります。詳細につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

はじめに、改正の理由及び内容について御説明申し上げます。建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、いわゆる建築物省エネ法においては、大規模なオフィスビルなどの非住宅建築物に係る新築又は増改築をしようとするときは、当該建築物を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならないこととされております。今回の建築物省エネ法の改正では、建築物の省エネルギー対策の強化を図るため、同基準の適合義務の対象床面積を2,000㎡以上の大規模建築物から、300㎡以上の中規模建築物に拡大されたところです。また、大規模建築物に関する同基準への適合性を審査する適合性判定については、県の所管となっておりますが、今回対象が拡大されたことに伴い、本市を含む限定特定行政庁も所管する建築物に関する事務として位置付けられることから、本市における適合性判定に係る審査手数料を新たに規定するものです。次に、施行期日につきましては、建築物省エネ法の改正に係る施行日と同日で、令和3年4月1日としております。最後に予算措置につきましては、特にございませぬ。

○委員長（蔵原 勇君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（川窪幸治君）

口述書にある拡大されたところですよという所と金額が今までどうであったのか。資料のほうには書いてはあるのですけれど、今までとどう変わってこうなったのか分かりやすく説明していただくと助かります。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

建築物省エネ法につきましては、最初に、これは日本の国策になるものですが、エネルギー需給構造の逼迫、そういったものや地球温暖化対策、いわゆるパリ協定、これの目標を達成するために、国のほうで平成27年に法律を定めております。今回、施行後まだそんなにたっていないのですけれど、特に建築物についての省エネルギーというのがなかなか進んでいないという現状から、これを更なる強化を図るということで、従来2,000㎡を超える大規模建築物、いわゆる大きすぎるものについて省エネを図るよう措置を行っていたところですが、もう一つランクを下げまして300㎡以上の建築物に対象を拡大したということになっております。ちなみに、国のほうの説明では、この大規模、中規模の建築物というのは、新築着工棟数に関しましては3.4%しか占めていないんですけれども、実際、エネルギー消費量としましては、全体の52%を占めるということで、ここをうまくコントロールしていけば目標達成になるのではないかとということになっております。それと手数料につきましては、これは新たな事務ということで、今回、追加という形になっております。

○委員（阿多己清君）

今までは2,000㎡以上というところで、これは今、県がやっている事務という捉え方でよろしいですか。それが300㎡までに拡大されたことで、市の事務になってくると。これは、資格がどうなのかなど思っているんですが、建築主事がいる自治体はいいよということで理解していいのか、そこら

の状況を教えていただけませんか。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

今回の適合性判定というものにつきましては、建築基準法に基づく確認申請とうまくリンクしておりまして、霧島市の場合は限定特定行政庁ということで、いわゆる小規模な住宅とか、そういった事務書類、そういったものに対しての事務しかないということになります。ですから今回、300㎡以上ということになるんですけど、この建築基準法の確認申請の区分の中で、霧島市の場合の取扱いというのが、500㎡以内というのがありますので、実質、霧島市でやる事務としましては300㎡以上500㎡以内と。このランクになります。それを超えるものについては全て県の所管となっています。

○委員（池田 守君）

金額のところのア、モデル建物法、イ、標準入力法等を書いているのですが、そこを説明してください。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

今回の適合性判定に係る申請手数料ということで、委員御指摘のとおり、ア、モデル建物を用いて計算したもの。イ、標準入力法等を用いて計算したものと2区分に分けております。これは、省エネルギー消費性能を検証する上で、二つの種類があるということで、アのモデル建物法というのは、国のほうで定めた基準になるんですけども、建物用途ごとに仮定したモデルに基づいて、実際に設置される設備機器、空調とか給湯器とか、そういった設計の仕様を反映する手法となっております。いわゆる簡易な手法で確認できるというものになっています。一方、標準入力法というのは、部屋単位ごとに設けられている設備機器を入力していかなければならないということで、より精密な検証はできるんですけども、複雑になるということで、今回、適合性判定については、モデル建物法については15万4,000円、標準入力法については38万1,000円という値段の差になっております。

○委員（池田 守君）

この計算方法は、市が選ぶのですか。それとも申請者がどちらにしてくれとか、そういうふうにするのですか。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

この選択につきましては、設計者、又は建築主が選んで申請していただくということになります。

○委員（川窪幸治君）

議案書の中の85のところ建築物エネルギー消費性能適合性判定というものがあるんですけども、具体的にどういう内容ですか。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

基準適合義務におけるが適合判定につきましては、評価対象となる建物において、地域区分、建てられる地域、日本で言えば九州とか北海道とか、そういう違いもありますので、そういったもの

を勘案しまして、実際の建物の設計仕様で算定されたエネルギー消費量をまず出していただくと。それに国で定めた基準エネルギー消費量というのがありまして、これを比較して、超えないことと  
いのが、この基準になっております。このエネルギー消費量につきましては、主に設備機器になっ  
ておりまして、空調設備、換気設備、照明設備、給湯設備、昇降機、これらのエネルギー消費量を  
合計しまして計算していくというふうになっています。

○委員（池田綱雄君）

霧島市内で、現在の2,000㎡以上の対象物件というのが、年間どれくらいあるのか。また、300㎡  
以上になれば、これがどれくらい増えるのか、分かっていたら教えてください。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

2,000㎡以上の大規模建築につきましては、県の所管ということで把握しておりませんが、  
今回、300㎡以上という拡大に伴いまして、市で取り扱う物件になるということで、過去3年間にお  
きましては3件ありました。ですから、年1件程度という目安になっております。

○委員（宮田竜二君）

新旧対照表に手数料の具体的な金額が書いてあるんですけども、この金額が適正なのかどうか  
という判断ができないのですが、適正だという決まりとか、そういうものがあれば教えてください。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

この法律の改正におきまして、国のほうから技術的基準が出ております。その中で、この業務に  
当たり、大体何時間程度掛かるという数字まで示しているところですが、国としましては、  
省エネ法につきましても認定制度というのを従来からやっております。これは残念なことに、まだ  
実績はないんですけども、これとほぼ同じような業務量ということで、これと同額と扱っても差  
し支えない文書もでておりますので、それを踏まえまして、その同額ということで、この金額を定  
めております。なお、同様の事務を行う薩摩川内市、鹿屋市も同様となっております。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第2号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前10時19分」

「再 開 午前10時21分」

#### △ 議案第11号 指定管理者の指定について（麓2号公園及び麓4号公園）

○委員（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第11号、指定管理者の指定について（麓2号公園  
及び麓4号公園）についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（猿渡千弘君）

議案第11号，指定管理者の指定について，概要を御説明申し上げます。本年6月末に完成予定の溝辺町麓地内の麓2号公園及び麓4号公園の管理について，地方自治法第244条の2第6項の規定により，指定管理者を指定しようとするものです。詳細については，建設施設管理課長が御説明いたします。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

議案第11号，指定管理者の指定について，詳細を御説明申し上げます。麓第一土地区画整理事業地内の麓2号公園及び麓4号公園は，地域の交流やふれあいの場として，また，レクリエーションを通じ，利用者の健康増進を図ることを目的として設置される都市公園です。これらの公園は，本年6月末までに工事を完成する予定で，芝の養生期間を経て，8月1日から都市公園として供用を開始する予定となっています。麓2号公園は総面積1,433㎡で，芝生広場1,350㎡を整備し，麓4号公園は，総面積2,200㎡，芝生広場1,750㎡のほか，駐車場5台分，ベンチ6基，水飲み場1基，フェンス181.4mなどを整備します。現在，国分地区を除く市内全域に当たる隼人地区等の都市公園の管理については，公益社団法人霧島市シルバー人材センターを指定管理者として指定しており，指定期間は，令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年となっています。当該公園についても，芝の管理，除草，公園施設の点検など安心・安全な公園の管理を行うため，公益社団法人霧島市シルバー人材センターを令和3年8月1日から令和8年3月31日まで複数年間，指定管理者として指定しようとするものです。以上で，説明を終わります。よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

○委員長（蔵原 勇君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（松元 深君）

今回，2号公園，4号公園ということで，2号公園については，最近の工事で区画整理事業の中でフェンスまで出来ているわけですが，4号公園については，網のネットで，地域の方々がグラウンドゴルフを楽しまれているところで，これについてはフェンスやベンチ等出来るようになっているんですが，5号公園については，なぜ，今回の整備に加えなかったのか確認します。

○都市計画課長（三島由起博君）

今回，2号公園につきましては，委員おっしゃるとおり，区画整理事業の基盤整備の中で一次整備が終わりまして，引き続き，芝を設置する計画としております。4号公園につきましては，地域からのまちづくり要望等で，芝生の設置をということで要望を受けておりましたので，令和2年度の9月の補正予算で，こういった整備を進めていく形をとっております。5号公園につきましては，財源確保ができない状況で，順次，今，整備を進めているとこととでございます。

○委員（松元 深君）

2号公園は区画整理の整備の中で一緒にやったから，公園としての整備をされるわけですが，5

号公園のほうがずっと利用価値があるのではないのかなと思って質問したところです。2号公園について質問します。駐車場等は、フェンスが出来ているから駐車場等はもうできないという考えでよろしいですか。あとのベンチとか水飲み場とか設けなくて、芝生だけの公園にする予定なのかお伺いします。

○都市計画課長（三島由起博君）

2号公園につきましては、駐車場についてですけれども、幹線道路から離れているということと、基本的に麓第一土地区画整理事業地内の公園全てについて、街区公園ということで近隣の方々が利用していただく公園として位置付けをしているところです。ですので、幹線道路から多少離れていることもありまして、周辺の方々が利用する可能性がちょっと低いということで駐車場はちょっと考えておりません。今後、ほかの公園を含めてですけれども、利用状況を見ながら、例えば遊具であったり、休憩施設については検討してまいりたいと考えております。

○委員（松元 深君）

最初に来た1号公園は、いろいろ要望があって、トイレまで設置していただいているのですが、2号公園、4号公園には、そういう計画はないのか。それと、4号公園の駐車場については、多分、グラウンドゴルフをしている地域の方々から強い要望があって駐車場整備までされたと思うのですが、そういうことで確認してよいのかお伺いしておきます。

○都市計画課長（三島由起博君）

トイレにつきましては、委員おっしゃいますとおり、基本的には先ほど申しました街区公園、周辺の近隣の方々が利用する公園として位置付けをしておりますので、基本的なトイレ設置というのは今のところ考えていないのですけれども、1号公園のトイレの位置付けとしましては、試験的な部分も経緯としてございまして設置したところでございます。2号公園、4号公園につきましては、現時点ではトイレの設置というのは考えておりません。それと、駐車場についてなんですけど、先ほどの御説明とちょっと重なる部分がありますけれども、幹線道路に近い4号公園については、やはり周辺の方々が利用するということがありますし、現在の利用形態も一部、駐車場として使っている所もございまして、駐車場を5台分計画しているところです。

○委員（池田 守君）

関連しますけれども、特に4号公園については、周辺の方々がグラウンドゴルフをしたり、長時間滞在される時間帯が多いと思うんです。そうすると、やはりトイレが必要になると思うんですけれども、先ほど、1号公園については試験的に付けてみたということだったんですが、その結果はどうだったですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

1号公園については、基本的に周辺の方々が利用していることが多いように、私としても受け止めているところです。たまに休憩で、トイレがあるということで使ってらっしゃる方も多少見受けられますけれども、今後、トイレの設置については、計画では7か所の公園がありまして、今、1



号公園が供用開始されて、トイレも整備された公園として供用しておりますので、今後、その利用状況もみながら、トイレについては必要性について検討していきたいというふうに考えております。

○委員（松元 深君）

七つのうち三つ出来たということで、あと四つです。例えば7号公園なんかは、多分、眺めるだけの公園ぐらいにしか出来ないかなと思ってるんですが、この4号公園のトイレの話があるんですが、利用されている方々が今後、1号公園を見られて、なぜトイレを造らなかったのかという要望が出てくるような気がしてならないのですが、そこへの対応については今言われるとおりでと思います。それと、先ほど言いましたように、2号公園は、この区画整理をするついでに造ったような公園にしか見えないものだから、どうしても――。5号公園についても計画があるのか、ちょっと外れますが、お伺いしておきます。

○都市計画課長（三島由起博君）

2号公園と5号公園の、まず、優先度の話ですけれども、やはり区画整理事業の流れの中で、ある程度、基盤整備が出来たことと、芝生の手配ができたということが、一つの大きな部分がありまして、コスト縮減もできるということもあって、タイミング的に2号公園の整備ができるのかなというふうに考えております。当然、今後の公園整備につきましては、全体的な優先度であったり、緊急順位であったり、そういったものを考えながら進めていく必要があるというふうに考えております。ただ、麓第一地区の区画整理事業地内だけではなくて、他の地域からも、公園の整備要望が多数上がっておりますので、市全体を考えたときに、どこから公園整備をしていくべきかということとを十分検討した上で進めていく必要があると考えております。

○委員（川窪幸治君）

確認をさせていただきたいんですけれども、指定管理者の指定についてということなんですけれども、直接指定ということになっているんですけれども、この直接指定ということで、ほかにも、指定する企業がまだいらっしまったのか。それとも、ここだけ限定して指定されたのか。その辺をお伺いします。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

溝辺の1号公園についても、シルバー人材センターで管理をしていただきまして、利用に対する苦情もなく、適切に管理をしております。この同じ区画整理内ということで、2号、4号についてもノウハウがあって、管理体制ができているシルバー人材センターが最適ではないかということで、提案させていただいております。ほかのところから、したいとかいう申出が今はないところでございます。

○副委員長（久保史睦君）

数点、確認させてください。都市計画のこの公園というのは非常に縛りが厳しかったり、いろいろな条件があったりして、公園の駐車場の問題というのは、以前からいろいろ言われてるところがあったんですけれども、非常に私も相談を受けて、駐車場のことというのはあれなんですけれども。例

えば、ここに今、説明があったように駐車場5台分も確保したということであれば、今後、都市計画区域内にある公園というのは、駐車場の整備要望を出しても、してもらえるようになってくるといふふうに認識していいのか、そこをまず教えてください。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

今、供用開始をしている公園についてということによろしいでしょうか。この利用形態や公園の構造、公園の位置付けもあるんですけれども、利用形態を見ながら検討はしていくのは必要だと考えております。姫城中央公園についてはなかったということで整備した経緯がございます。

○副委員長（久保史睦君）

そこを明確に確認しておきたいんですけど、今おっしゃった内容を考えると、ここに造ることによって、利用形態と目的によっては、今後造ることも十分考えられるというふうに僕たちは理解していると思いますか。都市計画法があったと思うのですけれど、

○都市計画課長（三島由起博君）

都市計画法で都市計画決定をされた都市公園にはなるんですけれども、都市公園としては面積的なそういう決定はありますけれども、中身の配置的なものまでの縛りはないと思いますので、その供用開始後の改変というのが、特にそういう制約はなかったというふうに考えております。

○副委員長（久保史睦君）

分かりました。制約は多分なかったということで理解はしておきます。その状況においては、今後、要望を出しても可能性があるというふうに理解していいわけですよ。制約がないということは。法的になれば、今後、今、地域からいっぱい都市計画公園は駐車場関係が特に要望が出ておりますので、今の答弁を聴いたかぎりでは、制約がなければ、検討の余地は十分ありますよということに理解していいということですね。

○建設部長（猿渡千弘君）

公園につきましては、いろいろな公園がございます。城山公園みたいな大規模な公園とか、今、言ったような街区公園といいまして、地域の憩いの場というような形の公園という形で、大体、公園の大きさというのは、その公園の規模によって、どのぐらいが適当であるとかいうのがあることはあるんですけれども、基本的に、この所につきましては街区公園ということで、この方々が憩いの場として集まって、そこで憩いの場等をつくるということで、基本的に駐車場というのは、先ほど言ったように、余り考えてないところなんですけれども、その中で一つ、今現在、使われてる所で、そういったグランドゴルフ場とかで駐車場も使ってるところもありましたので、そういったところも考慮しながら、4号公園については駐車場も造るということで進めてるところです。その公園によって、造る造らないというのもありますし、その中で造った後に、どうしても人が集まって、車も来るといふことがあれば、駐車場についても検討はしたいと思っておりますけれども、その中で、公園を縮小して造るのか、その周りに造るのかとか、いろいろ課題もあると思うんですけれども、そういった要望があれば、ちゃんと検討はしたいと思っております。

○副委員長（久保史睦君）

私の中では、とても歴史に残る答弁だと認識をしておきます。都市計画公園というのは基本的に、部長がおっしゃいましたように、人のコミュニティーの場であって、ふれあいの場というのは、ここだけではなくて、どこの都市計画公園も一緒の状況でございます。ということは、ここが今回、モデルケースというか、そういう形で、駐車場の課題というのは、少し道が開けてきたのかなというふうに認識をしておきたいと思います。これ以上は、この質問に関して言いません。ちょっと確認です。ここに1号から7号までの公園がありますけれど、これは全てシルバー人材センターさんの指定管理ということになっていますか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

今、1号公園については、シルバー人材センターが指定管理しております。今回、2号公園、4号公園について、シルバー人材センターで指定管理ができないかということで、残りの4公園については、まだ整備が出来ておりませんので、その出来た時点で協議になると思います。

○建設部長（猿渡千弘君）

この公園につきましては、土地区画整理事業の中で公園を確保するというので、こういう形で計画しました。その中で、基盤的なところは区画整理課の中でやっているのですが、上物的な整備につきましては、都市計画課のほうで整備を進めていくということで、現在、1号公園が終わって、今、4号公園を着手して、2号公園については先ほどに補足しますけれども、ここは結構土が盛ってあって丘みたいになっていたんです。そこを耕地課であったと思うのですが、本来ならば、そこを掘削して処分とかあったのですが、その土を使いたいということがあったのですから、そこを活用して、せっかく取った所を、それで整備したということもございます。そういう形で、整備後は建設施設管理課のほうで維持管理を行っておりますけれども、先ほど言ったように、残りの整備をしていない所については、区画整理課のほうで維持管理をしながら、状況とかタイミングを見ながら整備を進めていくという形になっていくと思います。

○副委員長（久保史睦君）

分かりました。大体の都市計画公園、シルバー人材センターさんが管理していくことになるのかなあと。これは分かりませんが、分からないことですが、立派な公園が今から出ていくので、しっかり管理していただきたいなと思います。今回、指定をすることによって、委託料はどういうふうになりますか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

隼人等都市公園ということで、シルバー人材センターに指定管理していただいている公園が35公園あります。その中で、1公園当たりの平均面積が4,523㎡になります。今回の2号、4号も面積割合で出しまして、面積割合で指定管理に係る人件費、事務費、管理費を算出しております。それで、8月からということで12分の8を掛けまして、令和3年度の計画ですけれども、2号公園が11万6,000円、4号公園については17万8,000円を計画しております。

○副委員長（久保史睦君）

これは、算出されているのは決定でよろしいわけですね。今、今おっしゃった金額はもう決まっているということですのでよろしいですね。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

来年度の予算ですので、まだ当初予算が決定しておりませんので、要望金額ということで捉えていただければと思います。

○副委員長（久保史睦君）

いつの間にか議会が終わっていたのかなと思って、びっくりしたところでした。最後の確認でございます。シルバー人材センターが、これだけの多くの公園を管理していて、前もお伺いしましたけれど、作業が適正に追い付くというふうに認識されていらっしゃるんですか。私、いろいろな声を聴いて、シルバー人材センターさんの中でも、いろいろな声を聴くんですけども、そこはきちんと理解して認識された上で指定管理を今回もお願いすると理解しておいてよろしいですか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

御指摘を頂きましたけれども、夏場について、暑さの対策とか、そういうことでちょっと遅れたという経緯はございますけれども、今、35公園の管理につきましては、適正に管理をしていると認識しております。

○副委員長（久保史睦君）

そこで、私と大分意識のずれがあるのかなと思うんですけど、私は、あんまり作業が追いついていないのかなと。特に夏場は、高齢の方たちは熱中症が怖いということで、一番草が伸びる時期に、そういうふうに人が足りていないのかなあという部分もあるんですけども、後日でも構いませんので、実際、シルバー人材センターに登録されていて、実際にどれぐらいの方が動いていらっしゃるのか、登録と実働は違うと思いますので、そこら辺が分かれば教えていただければということをお願いしておきたいと思います。【15ページに答弁あり】

○委員長（蔵原 勇君）

要望ですね。

○委員（松元 深君）

今、夏場のシルバー人材センターの件も出ていますが、ぜひ、4号公園のほうにも水飲み場を付けてもらわないと、シルバー方々も大変でしょう。この指定管理料は面積割合だけでいいんですか。

1号公園はトイレもあり、週何回かというきまりもあると思うんですが、そうされているのか、お伺いします。

○建設施設管理課主幹（落水田剛君）

今の御質問でございますが、委託経費の算出につきましては、面積の規模のみで今回は算出しております。と言いますのが、各公園によって、いろいろと条件が違いまして、芝部が多い所、それ

からトイレがある所、それから面積もなんですけど、利用人数が多い所とか、いろいろ条件がございまして、一概にちょっとと言えないものですから、こちらも算定としては面積のみで算出をさせていただいている事情がございます。

○委員（松元 深君）

今回は、トイレ等も造らないわけですが、トイレの例えば月に何回かという条件も付けて、シルバー人材センターには指定管理をしてもらっていると思うんですが、1号公園について、ちょっと外れますが、ここの掃除を近隣の奥様が毎日掃除をされていることを知っていましたか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

私は、今日初めて聴きました。この1号公園については、週2回、シルバー人材センターのほうで清掃している状況でございます。

○委員（池田綱雄君）

今回は2号公園と4号公園ですが、特に4号公園についてですけど、どのような方が利用されると想定しての公園ですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

4号公園につきましては、現在も仮開放を行っております、周辺の方々、年配の方が利用されたり、近所の子供さんたちが利用している状況がございます。今後、都市公園として供用化した後は、先ほど言いましたように、街区公園として整備されますので、周辺の方々を利用できる公園というふうに考えております。

○委員（池田綱雄君）

グラウンドゴルフはちょっと狭いからできないと思うけど、ゲートボールなんかも考えていますか。利用者がいるだろうということ。

○都市計画課長（三島由起博君）

現在、地元の方とも話をしたのですが、公園用地の利用状況としては、グラウンドゴルフをされてるということです。ゲートボールは話としてはちょっと伺っていないところでございます。

○委員（池田綱雄君）

グラウンドゴルフで利用するような話があるということですが、私が言いたいのは、グラウンドゴルフも高齢の方が利用しますよね。非常にトイレが近いと思うんですよ。だから、私は、トイレがないと利用者は利用しないと思う。30分、1時間もなれば、必ずトイレに行くような年齢の方が利用されるんじゃないかなというふうに思います。それと、駐車場が5台分ありますよね。駐車場があるということは、その周辺だけではなくて、遠い所からもみえるという想定で造ってあると思うのですが、であれば、一段とトイレは必要かなと。それと、全体を見ると、4号公園はちょうど真ん中ですよ。全体に真ん中に一つぐらいという考えで、どうしてもトイレが必要なのかなと要望しておきます。

○委員（厚地 覺君）

口述で、レクリエーションを通じて、利用者の健康増進を図ることを目的として設置される都市公園ですとありますけれど、上場は、都市公園はおろか普通公園もないんですよ。市民平等のために、利用者の健康増進を図るためには、もうちょっと増やしていただきたいと思うんだけど、どう思うんですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

全体的な公園の整備ということによろしいですか。その麓第一に限らず、全体的な公園建設の話ということですね。当然、公園整備につきましては、まちづくりの要望等でも多数上がっておりまして、そういった要望。それから、ここの麓第一地区内の公園の整備も合わせてなんですけれども、多数、公園整備の要望が上がっている状況がございまして、それに対して有利な財源というのがなかなかない状態がございまして、今回、9月補正で上げたのも財源が確保できて、こういった経緯で整備に至るところもございまして、今後、ある程度、全域の公園の配置のバランスや要望、そういったものも勘案しながら、予算の財源確保に努めて整備を考えていかないといけないと考えてるところです。

○委員（厚地 覺君）

いや、だから、利用者の健康増進を図る目的と、余計なことを書いているから、過疎地域は、おざなりになっていると思うんです。それと、このシルバー人材センターについて、お伺いしますけれども、職員9人、臨時職員25人、会員1,045人と登録されていますけれども、この職員の9人は事務方とかいろいろ分かるんですけれども、臨時職員の25人というのは、どういう仕事をされるんですか。1,045人も同じ臨時職員と思うんですけれども、分かっている範囲でちょっとお答えしていただけますか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

済みません。今の御質問の臨時職員25人については、詳細には分かっていませんので、また、後日、資料をお渡しできればと思っています。

○副委員長（久保史睦君）

それはおかしいと思いますよ。どういう職員体制か分かっていないと言われましたけど、分かっていない所に指定管理を認めるわけにはいかないと思いますけれど、いかがですか。

○建設施設管理課主幹（落水田剛君）

今の臨時職員につきましては、事務方のほうの臨時職員だと思われます。

○委員長（蔵原 勇君）

休憩します。

「休憩 午前10時54分」

「再開 午前11時03分」

○委員長（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設施設管理課主幹（落水田剛君）

先ほどの質問に対し答弁いたします。25名の臨時職員につきましては、見積りの作業とか、それから高齢者の生活支援のコーディネーター、それから管理部門の職員ということで雇用しているということでございます。それから実働人数について、先ほど久保委員のほうから質問がございましたが、去年の12月末現在で、稼働率が大体88%、具体的な人数でいきますと920名は動いているということになるそうです。

○建設施設管理課公園管理Gサブリーダー（桑幡孝志君）

先ほどありました公園についての作業なんですけれども、一応、隼人等都市公園の委託をしております、その公園の専門員と言いますか、そのメンバーが基本8人しております。あと、作業によっては、大きな仕事、あるいは、ほかに大々的に何かしないといけないときには、ほかの会員さんまで応援いただいて作業をさせております。

○副委員長（久保史睦君）

答弁ありがとうございました。それであれば、今の数字と稼働率を聞いて、概ね特に問題なく、シルバー人材センターさんのほうで管理をしていただいているということ、執行当局も認識していると理解していると私たちは理解してよろしいですか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

今の管理体制で、うまく動いていると考えております。

○委員（厚地 覺君）

参考までに伺いますけど、職員の9人のうち、市の職員のOBが何人いますか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

今、霧島市の退職された方の人数でよろしいですか。今、確認させていただければと思います。

○委員長（蔵原 勇君）

休憩します。

「休憩 午前11時07分」

「再開 午前11時10分」

○委員長（蔵原 勇君）

再開します。

○建設施設管理課主幹（落水田剛君）

再雇用された方でございますが、正規職員の中には一人もいないということになります。臨時職員の中には二人おりますが、それだけということになります。補足でもう一つですけれども、理事のほうに常務理事がおりますけれども、それは霧島市からの派遣となっております。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第11号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時11分」

「再開 午前11時12分」

○委員長（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案処理に入ります。議案番号順に行います。

#### △ 議案第2号 霧島市手数料条例の一部改正について

○委員長（蔵原 勇君）

まず、議案第2号、霧島市手数料条例の一部改正について、自由討議に入ります。意見はありますか。

[「なし」という声あり]

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第2号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第2号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第5号 霧島市公共下水道排水区域外からの使用取扱に関する条例の一部改正について

○委員長（蔵原 勇君）

まず、議案第5号、霧島市公共下水道排水区域外からの使用取扱に関する条例の一部改正について、自由討議に入ります。意見はありますか。

[「なし」という声あり]

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第5号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第5号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。



## △ 議案第11号 指定管理者の指定について（麓2号公園及び麓4号公園）

○委員長（蔵原 勇君）

まず、議案第11号、指定管理者の指定について（麓2号公園及び麓4号公園）について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

○委員（久保史睦君）

委員長に付け加える点なのか分からないですけど、こちらから指定管理を認めるという部分に対して、やはり、執行当局の情報共有というか、管理者側との情報共有が適時なされていないのかなという印象をすごく受けたので、もう少し、その指定管理者側の状況はよく把握をして、特に、ここに来られる方たちというのは、共有認識を持った上で答弁を一括してもらえるようにしたほうが、非常にいいのかなと。お互いに情報共有部分で。また、中身の部分についても、現場の職員の方が知っていらっしゃっても、上司が知らないという部分があれば、やはり止まってしまいますので、そこは情報をしっかり共有して、指定管理者である相手側のほうの取組状況を確認しておいていただきたいなということを意見として、一つ申し上げておきたいと思います。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第11号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第11号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、議案処理を終わります。

## △ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（蔵原 勇君）

次に、委員長報告に付け加える点はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、それでは委員長報告については委員長に御一任いただけますか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 11 時 16 分」

「再 開 午前 11 時 17 分」

#### △ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、閉会中の所管事務調査についてですが、何かありませんか。

[「なし」と言う声あり]

特にないようですので、産業建設常任委員会の所管事項についてということで提出してよろしいですか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにしたいと思います。次に、その他として何かありませんか。

○委員長（蔵原 勇君）

次に、その他として何かありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで本日の日程は全て終了しました。以上で、産業建設常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午前 11 時 18 分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

霧島市議会産業建設常任委員長

蔵原 勇